

国立大学法人一橋大学長の業務執行状況の確認について

平成 27 年 11 月 20 日
学 長 選 考 会 議
改正 令和 4 年 4 月 26 日
学長選考・監察会議

1. 目的

国立大学法人一橋大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は国立大学法人一橋大学学長選考・監察会議規則（平成 16 年規則第 79 号）第 5 条の規定に基づき、学長の業務執行状況についての確認（以下「業績確認」という。）を毎年度 1 回行うものとする。

2. 対象期間

前年度の事業年（4 月～3 月）とする。

3. 実施方法

学長選考・監察会議は、「業務の実績に関する報告書」、「監事監査報告書」、「学長の大学運営に関する考え方についての諸資料」及び「その他学長選考・監察会議が求める資料」をもとに学長のヒアリングを行い、以下の各項目の取り組み及びその達成状況について業績確認を行い、また、各項目の業績確認を踏まえた総合評価を行う。

○業績確認項目

教育、研究、国際化、社会連携、業務運営・財務内容等の状況、戦略的・意欲的な計画の取組状況、及びその他学長選考・監察会議があらかじめ定めた項目

4. 通知及び公表

学長選考・監察会議は、業績確認を行ったときは、その結果を学長に通知するとともに、その結果概要を公表する。

5. その他

上記に定めるもののほか、業績確認に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の協議により決定する。